

# 一般廃棄物焼却残灰運搬業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

一般廃棄物焼却残灰運搬業務

## 2. 委託期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

## 3. 契約方法

運搬する一般廃棄物（焼却残灰等）の1tあたりの単価契約とする。

## 4. 業務内容

葛城市クリーンセンターから発生した焼却残灰を指定の処分場（大阪湾フェニックス（堺基地））へ運搬する。

### （1）一般廃棄物の種類及び積込場所

運搬する一般廃棄物の種類は焼却灰及びばいじん処理物で、積込場所は葛城市クリーンセンターとする。

### （2）運搬先

大阪府堺市西区築港新町4丁4番 大阪湾広域臨海環境整備センター 堺基地

### （3）運搬予定数量

焼却灰・ばいじん処理物 約1,250t

※但し、予定数量のため、必ずしも全量を保証するものではない。

### （4）運搬経路

大阪湾フェニックス（堺基地）付近の運搬経路については、原則として指定した運搬経路（堺基地廃棄物搬入要領）を往来すること。なお、通行にかかる有料道路の費用は受注者の負担とする。

## 5. 委託業務の条件

委託業務を履行するにあたり、以下の条件を満たすこと。

（1）受注者が自ら委託業務を履行すること。

（2）1日最大約20tの運搬が全うできる車両台数及び運転員を確保すること。

（3）使用車両に適合した保管場所及び車両洗浄施設を確保し、生活環境の保全上支障の生じる恐れのないように必要な措置を講じること。

（4）受注者の費用負担は、発注者が負担するフェニックスの処分料金を除く全てとする。

（5）焼却残灰の運搬は、焼却炉の運転日5日に対し3回を基準として、必要に応じ受注者と協議する。

（6）受注者は、大阪湾フェニックスの遵守事項などの指示に従うこと。特に契約残灰

等以外の廃棄物は絶対に混入しないこと。この項目に反し運搬先に搬入できなかった場合、運搬に要する費用は受注者の負担にて対応すること。

- (7) 積込場所及び運搬先ではその都度トラックスケール等で計量すること。
- (8) 車両への積込については、発注者が別途契約している関係業務受託者が行う。
- (9) 積込場所などで作業を行う場合は、安全用具、ヘルメット、作業靴などの安全用具の着用をすること。
- (10) 車両は常に清潔にすること。
- (11) 運搬中に一般廃棄物が飛散し、流出しないようにすること。
- (12) 本市焼却炉の工事期間中、近隣市町村へ搬出したことによって発生する焼却灰等も同様とする。

## 6. 運搬車両の条件

使用する運搬車両（以下「車両」とする。）については、ダンプトラックの仕様とし、詳細は以下のとおりとする。

- (1) 車両については自動車検査証に記載される氏名が受注者であること。
- (2) 車両の荷台については運搬する一般廃棄物を最大積載量まで積載可能な容積とすること。
- (3) 落下及び飛散防止のために、荷台の全面を覆うことができる車両（全面を覆うことができるコボレーン車）の使用又は全面シートカバー等で覆蓋すること。いずれも煽りを1 m以上あげ、10 m<sup>3</sup>以上の容積を確保している車両。また、帰路においても流出しない構造であること。  
(ただし、運搬時に安全を確保できる車輛であれば、上記条件を満たしていない場合でも協議の上決定することも有り。)
- (4) 車両については、観音開き・片開き・トレーラー・パッカー車は不可。また、自動車NOx・PM法の排出基準を満たす適合車であること。
- (5) その他、運搬先が指示する仕様（堺基地搬入要領）を満たしている車両とすること。
- (6) 葛城市クリーンセンターで使用する車両は全高3.5 m以内で全長10メートル以内であること。

## 7. 法令等遵守事項

受注者は以下の法令を順守すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び労働安全衛生法並びにこれらに関連する法令
- (2) 道路交通法等の運搬関係法規（特に自動車検査証の最大積載量を超えて運搬しないこと。）

### (3) その他の関係法令

## 8. 禁止事項

- (1) 焼却灰、ばいじん処理物の種別ごとに運搬し、またこれら以外のものと混載してはならない。
- (2) 運搬する一般廃棄物（焼却残灰等）は運搬先まで積替えをしてはならない。ただし、車両の故障など緊急の事態が発生し運搬先まで運行出来ない場合については別途協議し適切に対処すること。

## 9. その他注意事項

積込場所及び運搬先の敷地内並びに運搬ルート of 道路等の利用者等とトラブルが生じないように注意し、安全に運搬に努めること。

## 10. 契約の解除

発注者は、受注者が廃棄物処理法施行令第4条第1項第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったときは、契約を解除できる。

## 11. その他

仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の間で協議をし、双方誠意をもって定めるものとする。